

北谷町宮城地先無願埋立地の廃棄車両火災事故等に関する意見書

去る1月6日早朝、北谷町宮城地先無願埋立地の自動車解体所で廃棄車両など約160台が燃え、消防車20台が出動するという大火災が発生した。同地域周辺ではこの10年余で北谷消防が40件余も火災出動するなど、異常な状況下にある。

また、2年前には産業廃棄物処理業者が2,500トン余の一般廃棄物を不法に投棄して、廃棄物処理法違反で関係者らが逮捕されるなどの事件も発生。ダイオキシン等による大気汚染や土壌汚染等の環境破壊も心配されている。

当該地域は、民間業者によって1967年に不法に埋め立てられた土地で、1989年4月には、最高裁判決により国所有が確定され不法占有者に対し撤去勧告を行っているが、今回の大火災は土地管理者の責任が厳しく問われるものとなっている。

本町議会は、地域住民の暮らしに大きな影響と不安を与えているこのような当該地域の無法状態を問題視し、国、県に対し十分な注意を払って土地を管理するよう1999年11月に意見書を提出したところである。しかしながらこの間、必要な対策が講じられることなく、今回のような大火災を発生させたことは残念である。

昨日20日、地域住民は激しい怒りをもってこのような無法状態の解決を求め、住民総決起大会を開き、県に対し徹底した土地の管理と安全対策等について、早急な対応を求めよう要請決議を行ったところである。

本町議会は、国及び沖縄県に対し地域住民の生命、財産を守るとともに、環境汚染を防ぐために、再度、下記の対策について早急に行うよう、強く要請するものである。

記

- 1 国及び沖縄県は十分なる注意を払って国の財産である北谷町宮城地先無願埋立地の管理を徹底して行うこと。
- 2 国及び沖縄県は、早急に不法占拠者の退去及び車両等の撤去を行い地域住民に不安のない状態に回復すること。
- 3 当該地域の土壌及び海浜等の環境調査を徹底して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年1月21日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
財務大臣
国土交通大臣
環境大臣
沖縄総合事務局長
沖縄県知事